平成２３年（フ）第１１３号
新潟市北区松浜４丁目3607番地314
債務者　中川　紀子
1　決定年月日時　平成23年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３号
新潟県上越市大字下吉野1259番地11
債務者　小山英美こと　趙　　英珠
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１００号
愛知県一宮市木曽川町外割田字郷中川田75番地
債務者　木村　鐘美
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４６７号
滋賀県高島市安曇川町田中40番地３　サンスクリット102号
債務者　清水　大貴
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０９号
滋賀県甲賀市水口町春日１番地35
債務者　坂　小百合
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４２号
滋賀県湖南市サイドタウン２丁目12番32―210号、前住所滋賀県東近江市八日市緑町31番１―102号
債務者　指宿　隆子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６０８号
福岡市博多区東月隈４丁目５番５―504号
債務者　谷川　隆一
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５０８号
福岡県古賀市天神６丁目４番23号
債務者　中島　寛明
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８９号
福岡市早良区飯倉２―28―36リュージュ飯倉205号室
債務者　長谷　正博
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１１号
福岡市中央区赤坂３丁目８番26号
債務者　平田　京子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５６号
福岡市南区井尻３丁目９番２号
債務者　清水　悦江
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５８号
福岡市城南区茶山４丁目12番10―203号
債務者　豊田加津代
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６７号
福岡県朝倉市杷木志波304番地
債務者　高嶋　雄二
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７１号
福岡県筑紫野市石崎１丁目２番12―205号
債務者　小濱　健一
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８８号
福岡市西区福重５丁目３番９―103号
債務者　柴田　定光
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３１３号
福岡市東区若宮５丁目21番３―106号
債務者　稲葉　雅代（旧姓浜崎）
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３１６号
福岡市東区多の津５丁目12番９―703号
債務者　高倉ひろみ（旧姓楢崎）
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部